

■ 主権者教育を行う上での留意点等

● 政治的中立性の確保

政治的教養の教育の実施に当たっては、教育基本法第14条第2項により「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と規定しているように、「公の性質」を有する学校として、政治的中立性を確保することが極めて重要です。学校教育において、ある政党の政策や主張を支持ないし反対するよう教育を行うことは、この法により禁止されています。

したがって、指導に当たっては、現実の具体的な政治的事象も取り扱うこととなりますが、種々の見解があることを踏まえ、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させることが大切です。

なお、実際の指導においては、党派的な主張や政策に触れることはあり得ることであり、各政党の政策等を批評することが直ちに法に抵触するものではありませんが、その場合は、他の考え方や見方を紹介したり、異なる見解を示した複数の資料を使用したりするとともに、教員の個人的な主義主張を避けて中立かつ公正な立場で指導するよう留意しなければなりません。

■ 関連資料

- ・ 文部科学省 平成27年10月29日付け27文科初第933号
「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」
https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1363082.htm
- ・ 「私たちが拓く日本の未来 指導資料」（総務省）
指導上の政治的中立の確保等に関する留意点
P.72-教育基本法等関連部分抜粋及び解説／P.85- 学校における指導に関するQ & A
https://www.soumu.go.jp/main_content/000815484.pdf

● 生徒の政治的活動等

国民投票の投票権や選挙権が18歳以上に引き下げられたことを受け、生徒の選挙運動や政治的活動については、その全てを一律に禁止とすることは合理的ではありません。一方で、これらの活動は、学校として無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を課すことも考えられます。

このことについては、すでに平成27年10月29日文部科学省初等中等教育局長通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」により、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについては禁止する必要があるなどの考え方が示されているところです。詳細については、同通知に関するQ & Aを参考に対応してください。

- ・ 文部科学省「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」に関するQ&A（生徒指導関係）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1366767.htm

● 外国籍生徒への配慮

政治的教養の教育においては、選挙権の有無や国籍の違いにかかわらず、政治や選挙に関する知識はもとより、根拠を判断し、討論等を通じて自らの意見を正しく表明する力や、他の生徒の意見も十分に聞き、これを尊重する態度とともに、異なる意見を調整し合意を形成していく力を育む指導を行うことが重要です。

また、外国籍生徒は選挙権年齢に達してもその権利をもたない状況にあることを十分に踏まえて、「18歳を迎えると、全ての人々に選挙権が与えられる」などというような不正確な表現を行わないよう留意しなければなりません。その上で、授業等で指導を行う際には、事前に外国籍生徒等と内容やその展開方法について話し合うなどの配慮が重要です。

● 話し合い・討論の重視

政治的教養を育むためには、政治や選挙の意義、選挙の具体的な仕組みについて理解するとともに、論理的思考力をはじめとする様々な資質や意欲、態度を育むことが重要です。このためには、「答えが一つに定まらない問いに取り組む学び」「学習したことを活用して解決策を考える学び」「他者との対話や議論により、考えを深めていく学び」に取り組むことが求められます。

このことから、公民科をはじめとする全ての教科等において「話し合い、討論」を取り入れた学習を進め、生徒に、話し合いを通じて自分の意見を正しく述べ、他人の意見に十分耳を傾け、他人の考えを十分尊重するとともに異なる意見を調整し、合意を形成していくプロセスを経験させることが大切です。

● 関係機関との連携

政治的教養の教育の実施に当たっては、関係機関との連携が重要です。特に、県や市町村の選挙管理委員会との連携については、奈良県未来の有権者選挙体験支援検討会が発行した「高等学校等および中学校における出前授業・模擬選挙実施マニュアル」に詳しく記載されているので参考としてください。